

## 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

今年7月に開催された洞爺湖サミットでは、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論され、議長国である我が国においても、2050年に温室効果ガスの総排出量を60%から80%削減するという積極的な目標を掲げたところである。

二酸化炭素等の温室効果ガスの根本的な解決のためには、石炭や石油、天然ガス等化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められている。

その中でも、太陽光発電については、天然資源に乏しい我が国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、その導入量は2006年末で170.9万kWであり、ドイツ、米国等とともに世界をリードしてきた。

しかしながら、この大量普及時代に突入する時期を同じくして、太陽電池モジュール(パネル)の需給ひっ迫や国の住宅用導入支援制度が終了した影響等から、国内での導入量が一転して前年比マイナスの状況に陥り、技術革新や量産効果等により低下していた太陽光発電設備の設置単価が2006年からは上昇に転じる結果となった。

こうした事態を打開するためには、首相のリーダーシップのもと、各省が連携を密接に取りつつ、「住宅分野」、「大規模電力供給用に向けたメガソーラー分野」、「さらなるコスト削減に向けた技術開発分野」、「普及促進のための情報発信・啓発分野」の各分野に対して、支援策を打ち出す必要があると考える。

よって、国におかれては、太陽光発電システムのさらなる普及促進に向け、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 国による住宅用太陽光発電導入促進事業を再導入するとともに、同事業予算を拡充すること。
- 2 分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や、賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置等集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策を推進すること。
- 3 国主導による大規模太陽光発電システムの本格的導入及びそのための制度整備を図ること。
- 4 導入コスト低減にかかわる技術開発促進策を推進すること。
- 5 太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月7日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣     あて  
総務大臣  
経済産業大臣  
環境大臣